

神戸シルバー大学院 研究報告 22

特定外来種アライグマ 5年間の記録



2012年2月 **SGS4期生**
中埜 正光

「特定外来種アライグマに関する5年間の 調査研究の記録と今後の課題」

目次

- 第1章 : 兵庫県に生息する野生動物
- 第2章 : 野生動物の定義
- 第3章 : 外来生物法とは
- 第4章 : 特定外来種アライグマを選択した理由
- 第5章 : 人と自然の博物館のセミナーで得たアライグマに関する知識
- 第6章 : 野生動物による農業、林業の被害状況とその金額
- 第7章 : 兵庫県がアライグマを「特定外来生物」に指定し防除指針を策定
- 第8章 : これに対し兵庫県下の市、町の「防除計画」の策定（神戸市、三木市、三田市）
- 第9章 : フィールドワーク開始時より日々の記録例記（含、提言）
- 第10章 : 最近の被害状況に関する新聞報道等
- 第11章 : アライグマと共存は可能か？不可能か？
- 第12章 : その他



はじめに

ペットとしてアメリカから輸入されたアライグマは半世紀たった今、種々の被害を農林業や国宝に与えはじめ、また人や家畜にまで被害を与えており“かわいい顔をした悪魔”と化した。こうした状況になっても未だ早期に完全な防除策が取れないのは何故なのか？この問題意識から5年間、調査研究を続けてきた。その5年間の記録を以下の目次にてレポートとした。

SGSの6年間には“アライグマ”を始めとして、有機に近い栽培で“菊芋（天然のインシュリン）、日本のへそ西脇市で頂いた金ゴマを栽培し、色々のレポートにしましたが、近年新聞を賑わせているアライグマは、農業被害のみならず、国宝の神社、仏閣への被害、犬や人を襲う等何かと社会問題に成りつつあり、世間に再アピールの上、普及、啓発の必要性を感じ、5年間のフィールドワークを含む研究を纏めた。2009年3月31日には兵庫県森林動物研究センターより“兵庫県におけるアライグマの現状”として兵庫ワイルドライフモノグラフ1号が発行されているが、私共の発表は2006年からの研究で、主として神戸市、三木市、三田市をベースに役所よりのご協力もいただいて纏めたものである。

第1章 兵庫県に生息する野生動物

兵庫県に生息する野生動物



ツキノワグマ



シカ



イノシシ



アライグマ



ノウサギ



ヌートリア



アナグマ



イタチ

(県の森林動物共生室開設準備係の調べでは)

兵庫県にはこの様な野生動物が生息している。この中でアライグマとヌートリアは外来種である。

「主な動物種の県内生息状況」

ニホンジカ : 推定生息数 本州部 約31,000頭、淡路島2,500頭

ツキノワグマ : 推定生息数 約100頭弱、氷の山山系75~85頭、床の尾山系3~7頭

イノシシ : 瀬戸内海沿岸地域の都市部や淡路島の一部を除く広範囲な地域

ニホンザル : 但馬西部(1) 但馬東部(1~3) 西播磨(1餌付) 中播磨(1~2) 丹波(3~5) 淡路(1餌付) 合計8~13群(800~1000頭)

アライグマ : 生息確認市町27/41市町(特に神戸、阪神北、丹波、北播に目撃情報が多い)。“アライグマに基本的な対応方針として”

長期目標 : **生態系よりの根絶**

中・長期目標 : 有害捕獲及び外来生物法による防除と被害防止対策
“被害状況に付いては”

果樹類、野菜類、水稻、麦類、豆類、イモ類、家屋侵入。近年急速に被害の拡大。

第2章 野生動物の定義

人の手の入らない領域に生息している、人間に飼われていない、人間社会の存在に依存していない動物全般を言う。犬、猫等は飼われていてペット又は家畜と呼ばれ、原野で狩りをして人間に頼らず自分で食糧を得ているものは野犬、野猫と呼ばれるが、だれにも飼われていないが人間社会に依存していれば野良犬、野良猫と呼ばれる。ただし元来はそれらの動物の生息域ではなかった地域に人為的に放たれて生活している場合は野生ではなく帰化動物(外来種)と呼ばれる。

第3章 外来生物法(外来生物とは?)

(環境省自然環境局]

外来生物法は海外から入って来た生物に焦点を絞り、人間の移動や物流が盛んになり始

めた明治時代以降に導入されたものを中心に対応した法である。**外来生物**とはもともとその地域に居なかったのに、人間の活動によって外国から入って来た生物の事を指す。(渡り鳥や海流に乗って日本にやってきた植物の種などは自然の力で移動するので外来生物にはあたらない)又日本の南部から北に移動したカブト虫等は外来生物法による外来生物とはならない。

明治以降、人間の移動や物流が活発になり、多くの動物や植物がペット、展示用、食用、研究の目的で輸入され日本における外来生物はホテイアオイやアメリカザリガニ等約2000種にもなる。

又外来生物の中には農作物や家畜、ペットのように私達の生活に欠かせない生き物が沢山いる。これらの外来生物は何らかの理由で自然界に逃げ出した時、大半は子孫を残す事が出来ないが中には子孫を残し定着する外来種もいる。これらは日本本来の生態系を変えたり農、林、水産業に多大な被害をもたらす事がある。

○ 特定外来生物法とは

特定外来生物による生態系、人の生命、身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性を確保、人の生命、身体、農林水産業の健全な発展に寄与する事を通じて国民生活の安定向上に資する事を目的として外来生物法が法律化された。

第4章 特定外来生物アライグマ 生態と選択した理由

平成18年8月、保田学長の紹介にて兵庫県農林水産部農林水産局 森林動物共生室に出向き宇佐川課長補佐、稲葉主査と面談、イノシシを研究テーマとしたい旨話し、野生動物について説明を受けた。その中で被害より見れば、シカは林業に3億8100万、イノシシは2億1200万、続いてアライグマの2800万であるが、最近ではアライグマの被害がかなり深刻で、特に三田、三木地方に多く見られる。この様な理由からテーマとするならアライグマが最適ではとのアドバイスを頂き、「農家を泣かせる困り者アライグマ」を選択した。

アライグマは繁殖力が強く、5月～6月にかけて4～5頭子供を産み、神戸市周辺では屋根裏や納屋等で子育てをする。雑食性で農地ではスイカ、トマト、トウモロコシ、イチゴの様な果実や野菜を好み収穫直前に被害が多発し、鳥の卵やエビカニ等の小動物を好み、手が器用で木登りがうまく、柵越え、木の上より畑に侵入出来る。体重は6

～10kgs程でしっぽにしま模様がある。現在(平成17年)既に20,000頭は生息しているのでは?とも云われている。(北米では年間200～500万頭捕獲されているとの事)

第5章 アライグマに対する知識を得るため「人と自然の博物館」での兵庫県教職員夏季セミナーにオブザーバー参加

このシンポで学んだこと

1: ふまえるべき基本

「生態系」の仕組み

「野生の意味」

2: アライグマとはどんな動物

”動物学者 今泉忠明氏の「困った動物たちの事件簿」によれば、「アライグマラスカル」で一躍有名になった森の愛嬌もので、浅瀬でザリガニやカエルなどを手でまさぐりながら探すスタイルが、何か物を洗っている様なので「アライグマ」と名付けられた。ペットとして飼っている時も洗う仕草をした様だ。このような行動を見せてくれる動物であるが、犬や猫と違って野生動物で大人になると野生が目覚めてくる。狭い檻に入れれば暴れるは、咬みつくは大騒ぎになり、そのあげく飼いきれなくなって野山に捨てたり、逃げ出したりした。アライグマを飼う前にもう少し勉強すべきだった?又アニメが悪かったのか?結果、野生化したアライグマは繁殖力が強く、また闘争力も強く在来種を食い荒らしたり、追い出したり、又農作物に被害を与える結果となっている。

3: ワイルドライフ マネージメントの課題

「野生動物の保護、管理」

4: 野生動物の被害や軋轢が増える要因

野生動物の保護管理の3本柱

「生息地管理」「個体数管理」「被害管理」

5: 一般的なアライグマ対策の考え方

行政担当者の考え方

被害住民の考え方

動物愛護派住民の考え方: 具体的対策の提案(愛護派)

>基本的には、外来生物であっても、出来得る限り自然界で共存する。

- > やむを得ず捕獲しなければならない場合は生け捕りにして飼育する（飼育施設を作る）、去勢、避妊して数を減らす。
- > 被害防止策（防護柵等）、被害補償を中心とする。
- > 在来希少種は囲い込みにより保護。
- > 輸入規制を強化する。

6：各々の立場に立って討論の結果 調べるべき事、明らかにすべき事は何か？

- > マスコミが現状、実態を知らせる。
- > 諸外国の対策 —アメリカ、ドイツが過去にとった処置や日本の今。
- > 利用価値—料理法？（坂田準教授はおいしくないとの事）
- > アライグマの生態—苦手な物、好きな物。
- > 農作物生産者の経済的、精神的ダメージ。
- > 繁殖のスピード、個体数の把握、在来種の被害状況。
- > 殺処分のコストと飼育施設のコストの計算。（どちらが有益か）
- > 予想される生態系への影響。

7：アライグマ対策の目標（根絶？共存？）

- > 個体数を減らす—人間と共存出来ても、サンショウウオや魚や狸、その他の鳥類等の在来の弱い生き物との共存は無理。
- > 殺処分—被害住民（但し税金の投入は納得出来ない）。
- > 愛護派—安易に殺す事で解決すべきでない、飼育施設を作っては？去勢してみても？殺しても、殺しても完全に排除は無理なので、共生の道を目指すしかないのでは！
- > 根絶を目指す、無論共存の方法があればいいが（元の生息地へ返す）
- > 農業被害が無くなるまで、放っておけば更に殺す数が増える。
- > 共存—人が餌を与えない、ゴミの出し方に注意。

8：取るべき対策

- > 作物を食べさせない為の防除法。
- > 里山から降りて来ない様な方法。
- > JAの体質（ニュース等で取り上げる）。
- > ペットとして飼う場合の登録。
- > 去勢や隔離をする。
- > 防除柵（メンテナンス、経済的負担が大きい）
- > 人の生活、生態系に影響を与えない様にする。（イギリスではヌートリアを根絶させた例がある）。
- > 長期的には—ペットとしての売買許可を厳しくする。
- > 短期的には—行政と住民が協力して捕獲、殺処分するしかない。
- > 行政は—被害の実状を都市部の人達に教える。（ラスカルⅡのアニメを作成して

テレビ等に放映する)

9 : 生徒や学生に教えるべき事 (主要8項目)

- >ペットを飼った時の責任
- >動物を殺している事実
- >今、生態系に起こっている事実を伝え、その原因がどこにあるか考えさせる。
- >人間と野生動物との不幸な事実を伝えていく。
- >責任を持って動物の生命を見届ける事を教える。
- >人間の無責任な行動が、罪のない命を奪う結果になるという事を教え、今後第2のアライグマを生まない様にすることが必要。
- >アライグマの現状を知らせる。
- >被害の事を説明した上で慎重に説明。

第6章 兵庫県の野生動物による農、林業の被害状況とその額

野生動物による農業被害、林業被害は合わせて年間9億円に及ぶと推定される。

日本ジカ	: 水稻等、麦類、豆類、野菜類、イモ類、果樹類、苗木、植林地樹皮等の被害	38100 万円
ツキノワグマ	: 果樹類、イモ類、ハチミツ等、集落出没による人身被害、精神被害	400 万円
イノシシ	: 水稻、麦類、豆類、イモ類、野菜類、果樹類、花木類、ミミズ等の被害	21200 万円
日本ザル	: 果樹類、野菜類、豆類、イモ類、水稻、麦類、人馴れによる家屋進入等の被害	1200 万円

アライグマ : 果樹類、野菜類、水稻、麦類、イモ類等の被害ならびに家屋進入。
近年被害が拡大

ウサギ	:	2600 万円
タヌキ	:	900 万円
ヌートリア	:	2300 万円
鳥類	:	?

第7章 兵庫県はアライグマを「特定外来生物」に 指定し防除指針を策定

1. 策定の趣旨

近年、県南東部を中心に農業被害や家屋進入が急増している深刻な状況にある。平成16年6月に「外来生物法」が施行され、特殊外来生物に指定されたアライグマを野に放つ事を厳しく禁止され、「輸入」「販売」「飼養」も原則禁止となった。又地方公共団体が既に野生化しているアライグマを捕獲、処分するなど「防除」を実施出来るようになった。

このような状況を踏まえ、県としては市町が「防除実施計画」を策定、実行する際の基本的なガイドラインを示す事を目的に「兵庫県アライグマ防除指針」を策定した。平成14年の生物多様性条約締結国会議では、「外来種の侵入の予防」、「初期段階の発見と予防」、「定着した外来種の駆除・管理」に積極的に取り組んでいくことが決議された。日本の新・生物多様性国家戦略でも、生物多様性危機の原因のひとつに外来種があげられている。

このような状況を受けて、平成16年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）が公布され、平成17年6月から施行されている。

この法律は、外来生物による生態系、人の生命や身体及び農林水産業への被害を防止することを目的としており、そのような被害を及ぼす生物を「**特定外来生物**」として指定し、野外へ放つことが厳しく禁止されるとともに、輸入・販売・飼育も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられることになった。また、既に野生化している特定外来生物については、地方自治体などが「**防除実施計画**」を策定し、捕獲・処分等の「防除」*が実施できることになった。

※ 防除とは
特定外来生物による被害を防止するための捕獲及び処分、侵入の予防措置、被害発生の防止措置のことをいいます。

2. アライグマの生態

省略

3. 防除指針策定の経緯

検討委員会での協議やパブリックコメントを経て「兵庫県アライグマ防除指針」を策定した。

平成17年 6月 : 外来生物法施行

10月 : 特定動物対策検討委員会設定（12名）、第一回委員会開

- 平成18年 2月 : 防除指針素案を作成し、第2回委員会で協議し県民局、市町から意見聴取
- 4～5月 : パブリックコメント実施(98人)
- 6月 : 第3回委員会開催の上、指針の決定、県民局、市町に説明

(パブリックコメントと県の考え方(抜粋))

(パブリックコメント)

- > 肯定的な意見をあえて言う人は少なく、否定的な意見が集まりやすいので、そのあたりを十分踏まえて対応すべき。
- > 農業被害が近年急増しており、兵庫県の農業自体の存続が危ぶまれるので、徹底した防除をすべき。
- > ドイツでは50年経過した外来種は在来種になるという法律がある。アライグマは自然に任せてある。
- > 人間の勝手に輸入、販売し、飼いきれなくなって捨てられたアライグマに罪は無い。殺処分ではなく防護柵、被害補償で対策をとるべき。
- > 命の大切さを教えるべき子供たちへの教育面でも問題がある。
- > 一度野生化した動物の根絶は不可能であり、無駄な事に税金を使うべきでない。

(県の考え方と対応方針)

- > そのような意見があるという事を認識した上で、今後、モニタリングや対策の検証を行って行く。
- > ドイツを含む187ヶ国が「生物多様性条約」を締結し、外来種問題に取り組む事になっている。繁殖力の旺盛なアライグマを放置した場合、さらなる生息頭数や被害の 広がが予想されるため、防護柵等被害予防処置とあわせて実施する捕獲、安楽処分はやむを得ないものとする。環境教育などを通じて、野生動物に関する知識の普及啓発を行っていく。
- > 防除目標を「完全排除」から「排除」にし、地域の状況により「排除」又は「個体数の減少・被害の減少」とする。

4 現状

- A) 生息状況 : 県内41市町中28市町で生息が確認されている。
- B) 被害状況
- 農業被害 : 平成16年度 約1,500万円が平成18年度 約2,

800万円と急増している。被害地域は阪神北、約900万円をトップに丹波、北播磨、阪神南、神戸の順となっている。

主な被害作物はイチゴ、ブドウ、スイカ、トマト、トウモロコシ

生活環境被害 : 春から初夏の繁殖期に、人家の屋根裏で出産し子育てを行う為、糞尿による天井や壁のシミ、騒音等が発生する。

生態系被害 : アライグマの野生化で北海道では日本ザリガニやエゾサンショウウオ、神奈川県ではトウキョウサンショウウオ等の捕食が報告されており今後各地で捕食・競合による在来種への影響が危惧されている。

C) **人の生命及び身体への被害** : アライグマは、平成12年から日本でも狂犬病の防疫対象になっているほか、アライグマ回虫の媒介なども報告されている(アメリカでは、平成14年度までに**重度脳障害12例、死亡5例**)

D) **捕獲状況** : 平成10年—2頭、平成11年—1頭、平成12年—5頭、平成13年—3頭、平成14年—12頭、平成15年—44頭、平成16年—99頭、平成17年—361頭と急増中(狩猟35頭、捕獲291頭で神戸地区で128頭続いて丹波地区の63頭となっている)

捕獲の方が狩猟より大幅に有効のようである。アライグマは**夜行性故に狩猟は難しい**。

5 防除

A) **防除の定義** : 捕獲、進入予防措置、被害発生の防止措置

B) **目的** : 農林水産業等人間社会への被害防止、在来の野生鳥獣等への被害防止

C) **目標の設定** : 「地域からの排除」とするが、地域の実情に応じて当面5年間(計画の一期間)の目標を次のように設定する。
被害軽微地域 — 「地域からの排除」を目標とする。
被害甚大地域 — 「被害の低減、個体数減少」を目標とする。

D) **役割分担** : [県]

・ 防除指針の策定、検証 ・ 調査、科学的データの蓄積 ・
効果的な被害防止策等の研究 ・ 市町への財政的、技術
的支援

：[市町]

防除実施計画の策定 ・ 防除の実施 ・ 防除体制の整
備 ・ 目撃情報等の収集 ・ 住民への普及啓発等

：「県民」

・ 外来生物対策への理解 ・ 生息情報、目撃情報、被害
状況の市町への情報提供 ・ 予防及び被害発生防止の
ための自衛策の実施等

(捕獲の方法及び捕獲後の処分に関しては、グループのフィールドワ
ークの中で述べるため省略)

6 普及啓発

国・県・市町が連携して外来種対策の必要性などを普及啓発する。

第8章 兵庫県下の「防除計画」の策定

(神戸市、三木市、三田市)

1. 神戸市

> 計画策定の背景と目的

(1) 外来種問題の発生と取り組み

外来種は、本来生息していない種が人為的に持ち込まれることで、その地域の自然の安定性や人間生活が乱されるという問題があります。

平成14年の生物多様性条約締結国会議では、「外来種の侵入の予防」、「初期段階の発見と予防」、「定着した外来種の駆除・管理」に積極的に取り組んでいくことが決議されました。日本の新・生物多様性国家戦略でも、生物多様性危機の原因のひとつに外来種があげられています。

このような状況を受けて、平成16年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下「外来生物法」という。)が公布され、平成17年6月から施行されています。

この法律は、外来生物による生態系、人の生命や身体及び農林水産業への被害を防止することを目的としており、そのような被害を及ぼす生物を「特定外来生物」として指定し、野外へ放つことが厳しく禁止されるとともに、輸入・販売・飼育も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられました。

また、既に野生化している特定外来生物については、地方自治体などが「防除実施計画」を策定し、捕獲・処分等の「防除」※が実施できることになりました。

※ 防除とは

特定外来生物による被害を防止するための捕獲及び処分、侵入の予防措置、被害発生の予防措置のことをいいます。

(2) 特定外来生物へ指定されたアライグマ

アライグマは北米原産で、本来、日本には生息していませんでしたが、**1970年代**から愛玩動物として大量に輸入され飼育され始めました。しかし、飼いきれなくなり途中で捨てられたり、逃げ出したりして、野生化し繁殖を続けるようになりました。こうして野生化したアライグマは、深刻な農業被害や生態系被害をもたらす動物として外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されました。

(3) 神戸市におけるアライグマ対策

A) アライグマ問題の発生

神戸市では、**平成10年に生息が確認されましたが**、その後、平成14年頃から生息域が急速に広がり生息頭数も増加していると予想されます。

それに伴い、農業被害や家屋侵入被害も増加し、国内では天敵がない上に増殖力が強く、雑食性で水生生物から樹上生物まで幅広い食性を有していることから、従来の生態系への被害も危惧されています。

さらに、**狂犬病やアライグマ回虫など動物由来感染症を媒介することも懸念されています。**

B) これまでのアライグマ対策

農業被害や家屋侵入被害に対応するため、農地への侵入防止策とあわせて「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護法」という。）に基づく有害鳥獣捕獲を行ってきましたが、増加するアライグマの生息頭数や被害を低減するには至っていません。

C) 今後のアライグマ対策

アライグマは前記のとおり、本来、日本には生息すべきでない動物であり、神戸市においても、従来の対症療法的な被害防止対策から、計画的で効率的な対策が望まれています。

このため、兵庫県が平成18年6月に策定した「兵庫県アライグマ防除指針」に沿

って、外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、適切な目標を設定の上、計画的な防除を進めていくこととします。

D) 第2・第3のアライグマ問題が発生しないように

アライグマが野生化し、被害を及ぼすようになったのは、アライグマを安易に輸入・販売し、無責任に捨てたり、不十分な管理により逃亡された人間の責任といえます。

今後は、人間が、家庭で動物を飼う責任を十分に理解し、アライグマの悲劇を繰り返さないように努めていくとともに、人間の責任で被害が発生したという事実を充分認識した上で防除に努めていく必要があります。

> 特定外来生物の種類

アライグマ (学名: プロキユオン・ロトル)

> 防除を行う区域

神戸市全域

> 防除を行う期間

防除実施計画確認の日から平成23年3月31日まで

> 現 状

(A) 生息状況

神戸市では、平成10年に2頭捕獲されて以来、平成13年まで捕獲されることはありませんでしたが、平成14年に6頭捕獲されたのを機に、市内各区に生息が広がり、六甲山系より北側に位置する北区において生息数が激増しています。また、東灘区など六甲山系の南側の住宅地にも生息が確認され、市内各区において目撃されています。

(B) 被害状況

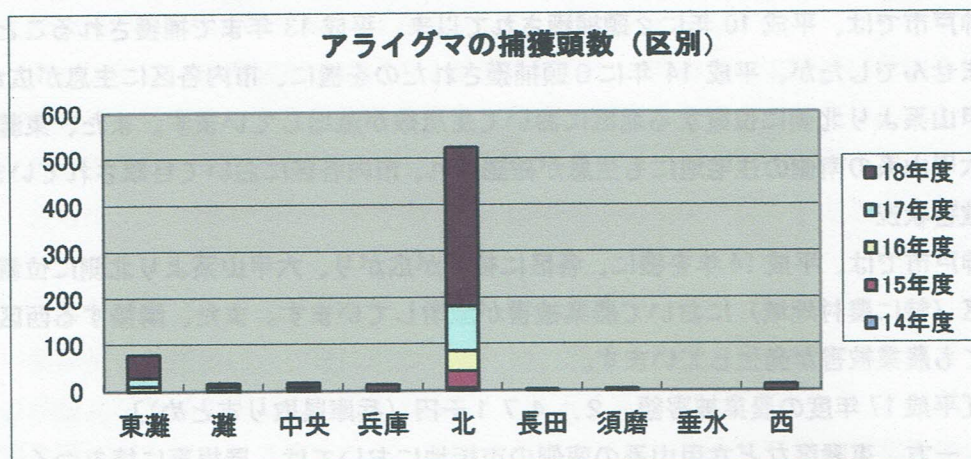
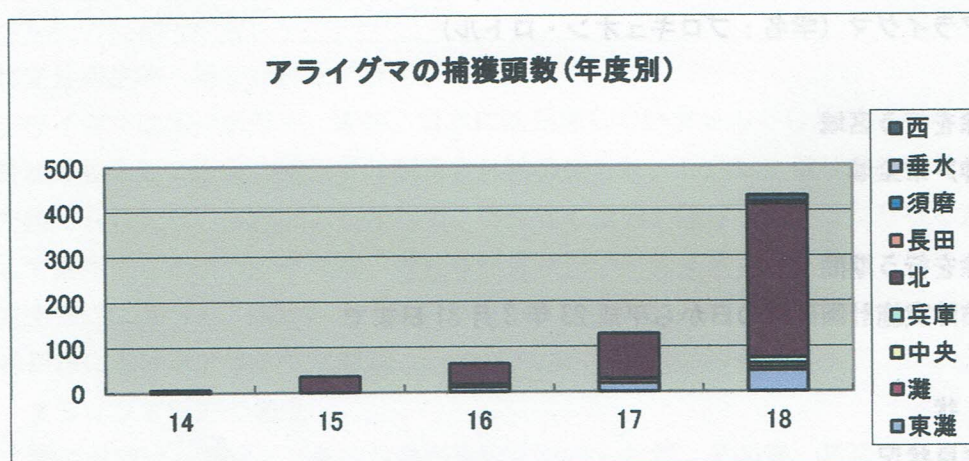
神戸市では、平成14年を機に、各区に被害が広がり、六甲山系より北側に位置する北区(特に農村地域)において農業被害が激増しています。また、隣接する西区においても農業被害が発生しています。

[平成17年度の農業被害額 2,471千円(兵庫県取りまとめ)]

一方、東灘区など六甲山系の南側の市街地においては、屋根裏に棲みつく、家庭菜園を荒らすなどの生活環境被害が増加しています。

(C) 捕獲状況 (※18年度は9月末現在の概数)

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
14年度	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6
15年度	0	0	0	0	35	0	0	0	0	35
16年度	10	1	7	0	44	0	0	0	0	62
17年度	19	8	2	0	98	0	1	0	0	128
18年度	47	7	8	13	340	2	3	0	13	433
合計	76	16	17	13	523	2	4	0	13	664



> 防除の目的

(A) 農業・家屋侵入等の人間生活に係る被害防止

野菜等を中心とした農作物への食害をはじめ、家屋侵入などの生活環境被害や動物由来感染症媒介による被害を防止します。

(B) 生態系に係る被害防止

在来の野生鳥獣等の捕食や競合等生態系への影響を防止します。

計
6
35
62
128
433
664

> 目 標

神戸市においては、アライグマの生息地が市内の広範囲に拡大しており、その生息頭数もかなり多いものと考えられるため、本計画期間の目標は、『被害の低減及び生息頭数の減少』とします。

なお、計画期間中においても、必要に応じて目標設定の変更を行います。

> 防除の方法等

(A) 防除の実施

神戸市における防除は、市が主体となって、兵庫県、社団法人兵庫県猟友会各支部、事業者、市民との協働と参画のもとに実施していきます。

(B) 捕獲及び処分

1 捕獲地域

農業被害・家屋侵入等の人間生活に係る被害の発生状況に応じて、捕獲を行います。

2 捕獲方法

アライグマの生息環境、錯誤捕獲の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等を勘察し、原則として、箱わなによる捕獲とします。

3 捕獲体制

ア 捕獲従事登録

捕獲に従事する者（以下「捕獲従事者」と言います。）は、神戸市へ捕獲従事者届出（様式第1号）を行い、受付された捕獲従事者届出書の交付を受けるものとします。

交付にあたっては、防除の目標・方法や注意事項等を説明するとともに、従事者の担当地域、狩猟免許の有無等について記載した捕獲従事者台帳（様式第2号）を整備します。

イ 捕獲体制

捕獲にあたっては、初期段階で効果的な捕獲を実施するため、社団法人兵庫県猟友会各支部及び事業者等と連携を図るとともに、市民の参画を得て、実施します。

a 地域の実情に精通した捕獲技術者を構成員とする捕獲班を編成し、捕獲を実施します。

b 自ら居住する家屋の敷地や農業者が自ら耕作する農地における被害の低減を図るため、適切な捕獲と安全に関する知識を有すると認められる市民による捕獲を実施します。

ウ 捕獲従事者

a 捕獲班による捕獲

捕獲従事者は、原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護法による狩猟免許を有する者とします。

ただし、次の要件をすべて満たしている場合には、狩猟免許を有しない者であっても捕獲を行うことができることとします。

【狩猟免許を有しない者の要件】

- i 市、社団法人兵庫県猟友会又は県が認める機関が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習等を受講した者
- ii 良識があり、必要に応じていつでも、迅速に捕獲に従事できる者
- iii 施設賠償責任保険に加入している者
- iv 免許非所持者が捕獲行為を行う場合は、網・わな猟免許又はわな猟免許を所持する者が同行し、免許非所持者を指導・監督すること。

b 個人による捕獲

捕獲従事者は、原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護法による狩猟免許を有する者とします。

ただし、次の要件をすべて満たしている場合には、狩猟免許を有しない者であっても捕獲を行うことができることとします。

【狩猟免許を有しない者の要件】

- i 市、社団法人兵庫県猟友会又は県が認める機関が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習等を受講した者
- ii 良識があり、必要に応じていつでも、迅速に捕獲に従事できる者
- iii 垣・さくその他これに類するもので囲まれた**自らが居住する**家屋の敷地内及び農業者が自ら耕作・管理する農地において、土地の所有者又は借受人若しくは管理者の了承を得て、自己の責任・管理において、箱わなを設置して、捕獲しようとする者

(参考) 捕獲行為とは

捕獲行為とは、わな猟の場合、捕獲ができるようにわなを仕掛けることをいい、単に見回りを行うことは、捕獲行為には当たりません。

4 捕獲に係る留意事項

捕獲を実施する際には、次の事項に充分留意することとします。

ア 錯誤捕獲の防止

a 目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは、侵入経路の把握等により、わなの適切な設置場所、設置期間を判断します。

b 夜間に捕獲されることが多いため、わな設置期間中は、原則として朝を中心に一日一回以上の巡視を行うこととします。

イ 事故の発生防止

- a 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は市に受付された捕獲従事者届出書を携帯するものとします。
- b わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことなどが無い等周辺への安全確保を徹底します。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じることとします。
- c **アライグマは、寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲したアライグマの取り扱いに当たっては、革手袋を使用し、接触や糞の始末の後は充分手洗いなどを行うようにします。また、万一、噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じることとします。**
- d 使用後の箱わなは、洗浄、パーナーによる消毒等を行い、感染症等を防止します。
- e 捕獲に使用するわなには、猟具ごとに、外来生物法に基づく防除である旨を記載した標識に、捕獲従事者の住所、氏名、電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載し装着することとします。

ウ 防除区域及び期間の配慮

- a アライグマ以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けることとします。
- b 鳥獣保護法第2条第5項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう実施することとします。
- c わなの設置にあたり、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう実施することとします。

エ 捕獲に係る禁止及び制限措置

- a 鳥獣保護法第12条第1項第3号又は第2項で禁止又は制限された捕獲を行わないこととします。
- b 同法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこととします。
- c 同法第35条第1項で銃猟禁止区域として指定されている区域においては、銃器による捕獲を行わないこととします。
- d 同法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲を行わないこととします。
- e 銃器による捕獲を行う場合は、鳥獣保護法第38条において禁止されている行為を行わないこととします。

※箱わなを使用することとしているため、上記の規定は通常は適用されません。

5 捕獲個体の処分

ア 処分方法

捕獲したアライグマは、**原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方法により殺処分することとします。**

その方法として、捕獲場所から処分場所等への運搬に伴いアライグマにかかるストレスや運搬が困難な場所での捕獲を勧告するとともに、運搬従事者の感染症等への危険性を勧告し、捕獲現場及びその付近で炭酸ガスを用いた安楽死処分等を行うなど適正に処分することとします。

イ 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育やその他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡すこととします。

なお、いわゆる里親制度として、引取り飼養等を希望する団体に捕獲個体を引き渡す場合には、市は、飼養の目的等を確認の上、譲渡証明書を発行し、下記の要件や条件を伝達することとします。

〔伝達すべき要件〕

- a 外来生物法第5条第1項の規定に基づく飼養等の許可を国から得ていること（許可条件は下記のとおり）
- b 捕獲されたアライグマを速やかに引き取ることができること
- c 一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況（個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真など）について市に報告すること

〔参考：防除された個体等の引取り飼養等の許可条件（環境省通知）〕

○飼養等をしようとする特定外来生物が哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものであること

○許可後の取扱方法に関し、「野外での散歩不可」といった規制内容について、許可申請者が充分理解していること

○次の事項を飼養等許可条件として付すことを許可申請者が了承すること

- ・飼養等をするのできる数量の上限を定めること
- ・不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施すること
- ・特定外来生物の譲渡元から、防除で捕獲した個体である旨等の譲渡の経緯を明らかにした証明書を得ること
- ・マイクロチップを基本に、許可を受けていることを明らかにする措置を講じること
- ・一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況（個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真など）について主務大臣に報告すること

- ・地方公共団体等からの要請があった場合、許可を受けた上限までの頭数については積極的に引き取ること

(参考) 処分に関する参考指針

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「動物の処分方法に関する指針」

(平成7年7月4日総理府告示第40号)

処分動物の処分方法は、「化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」とされています。

また、具体事例として「動物の処分方法に関する指針の解説」(平成8年動物処分法関係専門委員会編、(社)日本獣医師会発行)や米国獣医学会(AVMA)により安楽死に関するガイドラインが報告されており、これらを参考に対処することとします。

⑥ 殺処分後の個体処理

山野に放置せず、速やかに処分することとし、感染症の危険性等を勘案し、原則として、焼却処分することとします。

やむを得ず埋葬する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないように留意するものとします。

(3) 捕獲の記録及び報告

捕獲従事者は、設置した箱わなごとに捕獲報告書(様式第3号)を作成し、神戸市に提出するものとします。

神戸市は、捕獲報告書をもとに、捕獲実績報告書(様式第4号)を作成し、兵庫県神戸県民局神戸農林水産振興事務所にて四半期ごとに報告することとします。

(4) モニタリング(継続監視)

神戸市は、兵庫県と連携して、生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を捕獲の実施に適切に反映するよう努めます。

① 神戸市は、住民や捕獲従事者から収集したアライグマの目撃情報、捕獲情報を「特定外来生物目撃等記録表」(様式第5号)に記録し、四半期ごとに兵庫県神戸県民局神戸農林水産振興事務所にて提出することとします。

② 捕獲した個体は、兵庫県等からの要請があれば、できる限り捕獲個体調査、感染症調査等に提供し、科学的知見の蓄積に役立てます。

9 侵入の予防措置及び被害発生防止措置

自治会や農会等地域ぐるみで、アライグマの生態を踏まえた予防措置、被害発生防止に取り組むなど市民の積極的な参画と協働により、被害の事前回避、軽減を図ります。

(1) 侵入の予防措置

① 誘引条件の排除

次のことを普及啓発します。

ア 農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。

イ 犬や猫などペットの残り餌を放置しない。

ウ 残飯を屋外に放置しない。

エ ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し、ネットをかける。

② 家屋等への侵入防止

アライグマは、樹洞や岩穴等で営巣することから、これらと条件が似た人家の屋根裏、納屋、廃屋等に棲みつき、繁殖する場合があるため、アライグマが人家の屋根裏等に侵入できないように、換気口や隙間を金網などでふさぐなどして侵入を防止するよう住民への普及啓発を行います。

(2) 被害発生防止措置

① 防護柵の設置

アライグマの防護柵として、電気柵を設置する場合には、周囲の安全に充分注意するものとします。

また、草が架線に接触すると漏電し、通電しないため、草刈りを適宜行うか、地面から数 10cm にトタンを設置し架線を地面から離すように工夫をすることが大切です。

果樹の被害対策としては、被害木の根元にトタンを巻き付けて登れないようにすることも有効となります。

② 侵入箇所からの追い出し

人家の屋根裏等への侵入を確認した場合は、屋根裏で燻煙剤をたいて追い出した後、侵入箇所をふさぐようにします。

10 合意形成の経緯

(1) 兵庫県は、学識経験者、農業関係団体、自然保護団体、動物愛護団体、狩猟団体、市町の代表者で構成される「特定動物対策検討委員会」を平成 17 年 10 月から開催し、アライグマ問題に係る課題と対策の方向性、兵庫県アライグマ防除指針の内容等について検討しました。

(2) また、兵庫県は、上記指針に対する県民意見（パブリックコメント）を平成 18 年 4 月 3 日から 5 月 2 日まで募集し、可能な限り指針に反映させています。

(3) 神戸市においても、上記の経緯を踏まえ、当該防除実施計画を策定しました。

11 調査研究

防除実施計画の策定に当たっては、兵庫県立人と自然の博物館による調査結果を参考にしました。

今後も効果的な防除手法の検討、生息実態・被害実態の把握等について、関係研究機関の協力を得て調査研究を進めていきます。

12 普及啓発

多くの市民が、自然や生物多様性、外来生物などに関する正しい知識を持ち、外来生物問題発生の原因を認識した上で、市民の参画と協働によって防除が効果的に実施されるよう、兵庫県と連携して、広報パンフレットの作成、インターネットによる情報提供、セミナー・環境学習（他機関が行うものを含む）などを行うこととします。

2. 三木市

三木市アライグマ防除実施計画

平成18年7月

1	計画策定の背景と目的	P	1
2	特定外来生物の種類	P	2
3	防除を行う区域	P	2
4	防除を行う期間	P	2
5	現 状	P	2
	(1) 生息状況	P	2
	(2) 被害状況		
	(3) 捕獲状況	P	3
6	目 標	P	4
7	防除の方法	P	4
8	合意形成の経緯	P	9
9	調査研究	P	9
10	普及啓発	P	9
10	普及啓発	P	9

11 様式類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 11

12 参考資料（兵庫県アライグマ防除指針）・・

(注) 神戸市作成の防除計画書と大差無いので省略する。

3. 三田市

三田市

特定外来生物法（平成16年法律第78号）に基づき、三田市アライグマ、ヌートリア防除実施計画の期間延長が国の確認を受けて、このほど「防除を行う期間」が10年間延長され、これにより平成33年3月31日まで捕獲出来るようになった。行政は「特定外来生物」根絶のため一層効果的な捕獲活動を委員会に促した。

ここで毎年発行される「アライグマ、ヌートリアニュース」10号を紹介する。

アライグマ・ヌートリアニュース

有害鳥獣（アライグマ・ヌートリア）捕獲協力員の皆様へ

春もたけなわの今日この頃、協力員の皆様にはますますご健勝の事とお喜び申し上げます。また、アライグマ等の鳥獣捕獲につきまして、いつも一方ならぬお世話になりまして誠にありがとうございます。

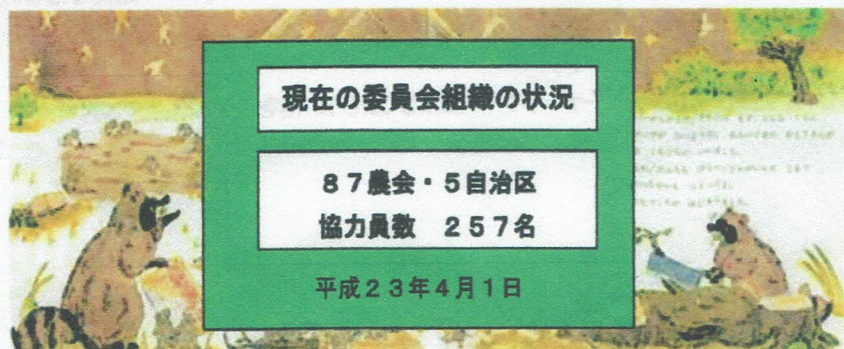
さて、3月11日に東北地方で発生いたしました大震災につきましては、今日でも大きな被害の爪痕を残し、被災者の方々は厳しい状況に置かれています。

また、復興への道のりは長期化が予想され、険しい道のりとは思いますが、我々としては1日も早い復興を願うばかりです。

このアライグマニュースも約1年振りで発刊していますが、その間、三田市アライグマ・ヌートリア防除計画の捕獲期間が10年間期間延長され、協力員の皆様の元にも捕獲従事者証をお届けしたところです。

何よりこの4月は、アライグマ・ヌートリアの出産時期にあたり、今の時期に捕獲しておかないと数年後には爆発的に発生する恐れがあります。

何事も継続が大切であり、後々、農作物被害を受けないためにも春からの捕獲檻の強化を図り、一匹でも多くの外来生物を捕獲して地域から、そして市内からアライグマ・ヌートリアを一掃しましょう。



特定外来生物法（平成 16 年法律第 78 号）に基づき、三田市アライグマ。ヌートリア防除実施計画の期間延長が国の確認を受けて、この程「防除を行う期間」が 10 年間延伸されました。このことにより平成 33 年 3 月 31 日まで捕獲できるようになりましたので、皆様におかれましては、外来生物の根絶のためなお一層効果的な捕獲活動をよろしくお願いいたします。

アライグマとは？

性成熟: 1. 5 歳

産子数: 3~5 頭(年 1 回)

出産期: 4~5 月

体重: 4~6kg(タヌキより一回り大型)

食性: 雑食(鳥の卵や小動物、農地では高栄養な果実や野菜を好む)

特徴: 器用な手先(柵を越えて畑へ侵入したり、ゴミ箱を開けてゴミをあさる)、高い適応力など



北米出身だぜ

アライグマによる被害

1. 作物の被害(農業被害): イチゴ、スイカ、ズク、トウモロコシなど
2. 家に入り込む(生活被害): 子育て、糞尿
3. 感染症媒介の可能性(衛生被害): アライグマ回虫、狂犬病
4. 日本の在来生物への悪い影響(生態系被害): 小鳥やカエルなどがアライグマに捕食される
タヌキやキツネなどアライグマと競争関係になる

アライグマによる被害対策の方法

■ 誘引要素の除去—放棄作物(特に果物等)、生ゴミの除去

■ 自己防衛のポイント—電気柵による防護、住処になるところの警戒(屋根裏、神社、納屋など)

1. 捕獲

- 外来生物対策による協力員体制による捕獲(三田市の場合) → **根絶**
- 効率の良い捕獲(妊娠~授乳期の捕獲(3~6月)、アライグマニュース等による捕獲のコツ伝授)

2. 捕獲実績のある餌一覧

- ・パン(食パンを揚げた物、メロンパン、ズクパン)・トウモロコシ
- ・果物(トマト、リンゴ、イチゴ、バナナ、カボチャ、トウモロコシ)
- ・鶏唐揚げ、鶏肉、ウインナー、ソーセージ
- ・スナック菓子(キャラメルコーン、ポテトチップス、インスタントラーメン)
- ・ペットフード(ドッグフード、キャットフード)
- ・その他(つるし棒、残飯、スルメ、ピーナッツクリーム及びこれらの物をミックスしたもの)

匂いのするものや
成熟したものが
お好き!

3. 餌の設置方法のコツ

■ 獣道は避けて設置すること。 ■ 箱わなの上に日除けを設置すること

■ アライグマの集まっている場所（河川、用排水路など水辺近く・水辺から農地への移動経路沿い、農地や作業小屋、畜舎などの外縁）

↑ これらの場所で、できるだけ直射日光の当たらない平らな場所を選ぶこと！

■ わなが動かないように固定すること（脇を杭で固定等）

■ 横からえさを取られないように配慮すること（餌をネットに入れ、中央に置く）

4. 餌の交換及び見回りの実施

■ 毎日見回りを実施する。→ 檻周辺の足跡及び餌のくい具合を確認

■ えさ交換は適宜見回り時に交換する。→ 当分餌に食いついていない場合、餌の種類を変えてみよう。



檻を設置して、餌を入れておくと



参りました！

もし、天井裏に侵入されたら？

1. 出入口を特定し、エサ探し等で出て行ったのを確認したら出入口をふさぐ。

* 授乳中の子供を残したままだと、その後死亡して腐敗臭等の原因をなるので注意！

（出産前か親と共に行動を始める夏以降に実施）

2. 覗き込んだり、光を当てたりして居心地を悪くする（バルサンも有効）

3. 天井裏やその周辺で捕獲を試みる。

*** 最後に *** 継続こそ力です。あきらめないでガンバってください！！

第9章 フィールドワーク開始時よりの日々の記録（含提言）

シルバー大学院(SGS)グループ学習
野生動物アライグマのフィールドワーク

- 平成18年7月19日 : “兵庫県各農業従事者の有害動物との戦いと防護策”をテーマとしたグループを山口勝氏、山本英幸氏と中埜正光の3名にて結成。同日県庁 森林動物共生室 稲葉一明氏にTELの上8月1日PM4:00に面談のAppointを取る。
- 7月24日 : ご指導をお願いしたい項目一覧をFaxする。
- 8月1日 : PM3:40 兵庫県農林水産部農林水産局 森林動物共生室へ出向き宇佐川課長補佐、稲葉主査と面談 野生動物についてお話を聞く。(被害より見れば、鹿は林業に3億8100万、猪は2億1200万、続いてアライグマの2800万)一分資料を入手した。
最近アライグマの被害がかなり深刻で特に三田、三木地方に多く見られる。故に**テーマとしてはアライグマが最適**と思われる**とアドバイスを頂く。**



(森林動物共生室)



(兵庫県の防御指針)

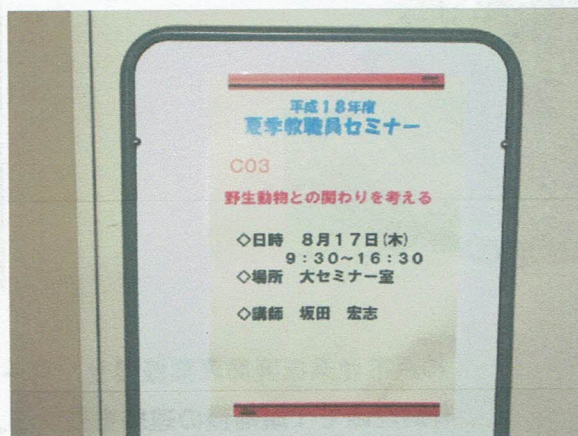
8月 2日 : 人と自然の博物館にTEL 坂田氏出張につき3日15:00に再度TELすることとした。

8月 3日 : PM3:00TELするも坂田氏出張中、鮫島氏にTEL及びE-MAILを お知らせした。

PM8:30坂田先生よりTEL 戴き17日に教職員向けアライグマのセミナーがありオブザーバー参加の検討をいただける旨のお話あり。

8月 9日 : 参加OKのMAIL戴く。AM9:30より始まる。直接坂田先生を呼び出す。

8月17日 : 教職員セミナーにオブザーバーとして山本氏と共に坂田先生のアライグマの講義を聴く。(稲葉氏とも会えた)



(開場入口)



(坂田先生の講義)



(受講の教職員)

受講の内容

⑤に記入

- 8月18日 : 北区役所八多連絡所へTELし所長の横尾氏に来週に面談の上現状を聞かせて戴く約束を取り付けた。3人が常駐されている模様。
- 23日 : 八多事務所へ出向き所長と面談有意義な話しを聞く。その中に淡河に有る精薄者の施設よりアライグマが逃げ出したと言う説もあるらしい。



- 10月2日 : 神戸市産業振興局農業振興センター正宗係長より本日有馬地区で1頭捕獲の連絡を受ける。これよりひよどり台の処理場に運ぶとの事、丁度通り道になるので北区役所山田連絡所にて見せていただく事とした。同時に神戸市の方針に付き講義を受けた。尚同氏は神戸市北区アライグマ対策連絡協議会のメンバーである。





(シッポに縞模様)



(アライグマの手)

10月 6日 : 北神出張所道場連絡所で西村氏に被害状況を尋ねる。
殆どの野菜、果実に被害あり。

我々メンバーはまだ生きているアライグマを見ていないので、来年福知山へ行く
ことを話し合った

平成19年 2月24日 : そろそろ活動期が近いので三木及び三田市役所に質問書
を出す。

3月1日に三田市役所より、3月5日三木市役所より回答
を戴く

3月 8日 : 北区原野の竹やぶに捕獲用かごを設置した。生のトウモロ
コシがないのでリンゴを餌とした。かごは山田連絡所にて
借りた。(貸し出し期間は2週間)

- 9日 : 晴。アライグマが現れた形跡なし (AM06:15)
 : -:- (PM 5:00)
- 10日 : 晴。山口氏の当番
- 11日 : 雨、風強く寒い。餌をちくわに変えた。(AM06:30)
- 12日 : 晴、気温3度 山口氏よりTELありタヌキが罠にかかったようだ。PMアライグマと判明するも、農業振興センター時間外にて連絡つかず。アライグマを北区松が枝町1丁目10-11にて保管中。

寒くとも餌を探しに出てくる様だ。

アライグマの生息場所は竹藪と水辺？



(竹藪全景)



(設置した竹藪)



(小川有り)

アライグマ捕獲、処理

13日 : 09:30 獺友会支部長西本氏と打ち合わせの上、支部長宅にて炭酸ガスにて安楽死させる(雄だった)。尚捕獲用かごを2個同じ場所に設置した。獺友会には1匹の処理代金¥3,000-の補助が行政よりあり。



(捕獲第1号)



(炭酸ガスで安楽死???)



14日 : 晴、06:40 形跡なし。昨日支部長に教わった獣道には
アライグマが運んだと思われる容器が転がっていた。



本日思いついた提言その1

行政は長期の対策を考えている。が、少しでも早期に減らすには

1. 「外来生物法」で“特定外来生物”に対アライグマ施行規則を設け大幅に緩和した許可を与える。
2. 捕獲奨励金を設ける。
3. 捕獲用かごの数を大幅に増やす。(現在三木市には500個)
4. 費用の掛からない様殺す方法を考える(炭酸ガス使用の場合初期費用として、(ガスポンペ30kg レンタル、布団圧縮袋ホースで¥10,000—その後詰め替え必要)
5. 行政はメディアを活用し“アライグマラスカルⅡ”として生態系の与える影響農業被害、外来生物法の3原則(入れない捨てない、広げない)をアピールする。
6. 勿論市民、農家等による自己防衛。
7. 愛護団体の説得?等

15日 : 曇、06:40 形跡なし。但し獣道にはみかんの食べかすが散らばっていた。帰り道何時も情報の提供を受ける農家の主人に会い捕獲出来た事を話して大変喜ばれた。自分の畑にも出没して荒らされるので捕獲かごを借りに行っても 出払っていると言われ、なかなか借りれない。もっと数を増やして欲しいとの要望あり。

18:00 形跡なし。

16日 : 晴、07:00 形跡なし。正宗氏とTELにて話す。

昨年12月より許可を受ければ自分の敷地内(含む畑)なら捕獲用かごの設置が出来る様になった。これからも宜しく お願いした。

17日 : 晴、17:30 形跡なし

18日 : 曇、10:00 ちくわのみ無くなっていた。一つは罠が閉まっていた。猟友会支部長と話した結果、理由として

(1) 小さな鼠の仕業

(2) 近所の人が飼猫が入ったので助けたかも?

結論として、しばらくりんごのみにする事とした。

19日 : 晴、かごの中に何故か乾燥ラーメンが入っていた。(猟友会の方)?

20日 : 晴、06:30 形跡なし

21日 : 晴、 - : -

22日 : 晴、 - : -

23日 : 晴、 - : -。PM5:30生のトウモロコシが手に入ったのでりんごと取替えに行ったところアライグマと思われる動物が(シッポが見えないので確認出来ず)のしのしと歩いていて竹やぶのほうへ入っていった。明日朝が非常に楽しみである。

24日 : 曇のち雨 06:30 期待に反し形跡なし。諦めきれず

10:30雨の中再度行ってみた。草むらに何か黒いものがあるので近寄ってみたらアライグマの子供の様だ。手足には白色の爪も立派に生えていたが、弱っているのかあまり動こうとしないので首筋をつかみ籠に入れた。早速猟友会に連絡 後の事をお願いしたが、もう処理には立ち会いたくない気持ちである。この時だけは愛護団体の気持ちが理解できる。

先に処分したのが雄だったので(父親?)餌が貰えずいたのでは、しかし昨日見たのはもう少し大きかったので母親だったかも。とすればもう2~3頭居るのでは?

25日 : 06:30 形跡なし

26日 : 06:30 PM3:00形跡なし

本日思いついた提言 その2

1. 捕獲のための見回りボランティアを募る。

27日 : 06:30 PM3:00 形跡なし

28日 : 06:30 形跡なし

29日 : 06:30 形跡なし

30日 : 09:00 形跡なし。本日借用期間の最終日に付き連絡所へ出向き再手続きを行った。帰り道猟友会支部長宅を訪れ先日の2頭目の話しを聞いたところ、**タヌキの子供だった事が判明。**顔だけでは判断つかず、シッポの模様が決め手になる。今回の再設置に関し、米ぬかをかごの近くにまき、歩いた足跡でも判断する事とした。昨日幸陽町で雄が1頭捕獲された。同じ場所
でアライグマとタヌキが捕獲された事で両者は共存可能なのか？



(米ぬかを籠の周りに撒く)

31日 : 06:30 形跡なし。

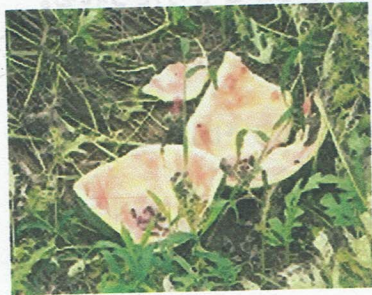
4月 1日 : 06:30 形跡なし。近くのお年寄りと話す。この辺はタヌキがよく出るが人を見ると逃げる。アライグマとタヌキの外観の違いを説明した。これからは食べ残しは捨てないようにしますとの事。

2日 : 06:30 形跡なし。

3日 : 06:30 形跡なし。もう数日我慢して同じ場所に置く事とする。

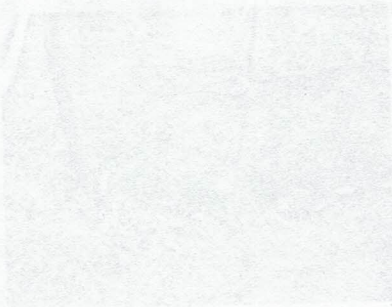
4日 : 06:30 形跡なし。

5日 : 06:30 —:—



平成 20 年 3 月 24 日 : PC の HD 故障にて昨年 11 月よりのデータが全て無くなった。

わな箱を仕掛けたが一度もかからず噂では西区で増えているらしい。写真は最近作られた箱であるがアライグマの体型（手、足）から見れば改良の必要ありと思われる。今回も蓋が下りず餌が無くなった



4月26日 : 本日のビレッジライフで常澤氏の話ではアライグマは音に弱い
のではとの助言あり。又はアライグマ 天敵の臭いは？

6月20日 : 本日我が家の菜園でかなり熟して来たと思われるトウモロコシの畝の前に添付の様な足跡らしきものを発見。急いでわな箱を北区山田連絡所よりお借りして設置した。



19日

: 神戸市宛（林氏）問い合わせのMAIL 送る。

平成 20 年 6 月 1 9 日

神戸市産業振興局
農政計画課 林係長殿

神戸シルバー大学院(SGS) 中埜正光

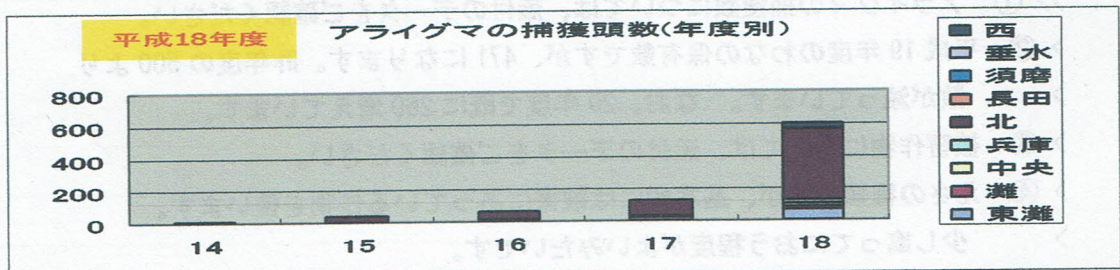
やっと梅雨らしい季節になりました。昨年は野生動物「アライグマ」に関し色々資料のご提供、ご指導頂きまして有難う御座いました。おかげをもちまして昨年 12 月には兵庫県民会館にて「困り者アライグマ」第一報を無事発表することが出来ました。今後第二報は保田学長の助言により「アライグマによる農家の被害に対するの対応と考え方」を主題として進めたいと思っております。この冬の期間も北区を中心に捕獲を試みましたが、何故か捕獲が出来ず、衝原湖、原野では猟友会のわな箱も引き払われた様子でした。人の話では西区より北の方でよく見かけるとの事です。三木市、三田市を含め加古川市、西脇市、小野市に関しましては今後調査したいと思っておりますが、神戸市の昨年度の資料により一部添付いたします一昨年の資料と比較いたしたく次の項目に関し、お忙しい所誠に申し訳ないですが宜しくお願い申し上げます。

1) 昨年度の月別、区別の捕獲頭数

一昨年度の資料のグラフ

3) アライグマ科句区別捕獲数と第1号、二号の捕獲

平成 18 年度 捕獲頭数 (含 過去 5 年間)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
東灘区	3	13	2	6	14	9	2	2	2	1	0	12	6
灘区	0	0	2	2	2	2	2	3	2	1	0	4	2
中央区	0	3	13	0	0	5	0	0	0	0	0	0	2
兵庫区	0	10	0	1	2	0	4	2	0	0	0	1	2
長田区	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
須磨区	0	0	3	0	0	0	1	1	0	0	2	0	0
垂水区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北区	29	76	98	67	42	46	32	20	6	6	7	9	43
西区	1	2	8	0	0	4	0	1	1	0	1	7	2
合計	33	101	114	89	60	68	41	29	9	7	12	33	59

21日 : 昨夜は大雨でやって来た形跡なし。

23日 : 形跡なし



Re_アライグマに関するお問い合わせの件.eml

神戸市より (武田氏) 回答あり。

早々にご返答頂き有難う御座いました。

ご回答②で私の勘違いでご迷惑をお掛けしました。18年末では神戸市は約200個でし

た（三木市が500個、三田市が48個）。したがって今年度は倍以上となった事になります。質問致しましたこの保有数の各区分けの数は（北区、西区等）如何でしょうか？

又捕獲数18年度は596頭、19年度は814頭と約37%増えています。これはアライグマの生息数が幾分減りつつあると考えられないでしょうか？勿論この短期間での答えには無理があるかもしれませんが。

今後とも宜しくご指導お願い致します。 中埜

—— Original Message ——

From: "武田 裕行" <hiroyuki_takeda@office.city.kobe.jp>

To: <masamitsu-n@h7.dion.ne.jp>; "masahiro hayashi"

<masahiro_hayashi@office.city.kobe.jp>

Sent: Friday, June 20, 2008 3:32 PM

Subject: アライグマに関するお問い合わせの件

> 神戸シルバー大学院 中埜 正光 様

>> お世話になります。

> お問い合わせの件ですが、下記の内容でいいでしょうか。

> ご確認をお願いします。

>> ① アライグマの捕獲数については、添付のデータをご確認ください。

> ② 平成19年度のわなの保有数ですが、471になります。昨年度の500より

> 数が減っています。なお、20年度で既に260増えています。

> ③ 被害作物については、添付のデータをご確認ください。

> ④ えさの種類ですが、基本的には被害にあっている作物を使います。

> 少し腐ってにおう程度がよいみたいです。

> それ以外には、りんご、バナナ、キュウイ、菓子パン（メロンパン）、

乾燥ラーメン等を使います。唐揚げや竹輪も使うのですが、猫なども 食べにくるらしいので、あまり

> 使っていないとのこと。

> ⑤ 北区から移動したと考えるよりは、市全域で増えていると考えています。

>>

産業振興局農政計画課 林・武田 (322-5351)

アライグマ捕獲数（19年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
東灘区	4	5	7	15	4	4	5	0	0	0	0	2	4

灘区	1	3	5	8	1	2	2	3	0	0	1	3	29
中央区	1	2	0	5	3	3	1	1	0	0	0	1	17
兵庫区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長田区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
須磨区	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
垂水区	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
北区	75	106	132	95	74	32	33	20	12	12	24	44	659
西区	8	12	4	12	8	9	1	0	0	0	1	3	58
計	89	128	149	136	91	50	42	24	13	12	26	54	814

作物名	時期	面積 (ha)	被害額 (千円)
いちご	3~5月	0.6	3,979
すいか	7月~8月	0.6	756
うり	6~8月	0.4	417
とうもろこし	6~8月	0.8	825
トマト	6~8月	0.6	3,708
カキ	9~11月	1	995

- 25日 : 本日 SGS 課外研修にて西脇市を訪問農業改良普及センター
廣瀬主査及び吉田所長と会う。西脇にもアライグマが出没
し始め被害が出てきているとの事。
- 26日 : 形跡なし。(足跡は犬だったかも)
三田市宛(石黒氏) 問い合わせ MAIL 送る
- 27日 : 三木市宛(住野氏) 問い合わせ MAIL 送る
- 30日 : 三田市より回答あり。



アライグマ捕獲の実績等について【三田市】.eml

中埜 様

シルバー大学院での研究ご苦労さまです。

さて、お問合せの件につきまして、別添のとおり回答します。

論文作成の参考としていただければと思います。

三田市 経済環境部経済環境室 農業振興課 農業振興係

石黒 正彦

兵庫県三田市三輪2-1-1

tel 079-559-5090

fax 079-562-2175

e-mail masahiko_isiguro@city.sanda.lg.jp

1. 昨年度の月別、地域別捕獲頭数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
12	34	37	22	20	7	21	11	10	5	5	13

計 197頭

地域別

三田地区	10
三輪地区	25
広野地区	62
小野地区	6
高平地区	38
藍地区	32
本庄地区	24
計	197

2. 昨年度末のわな箱の数量 263基

3. 昨年度末の被害作物

統計をとっていませんので不明です。

イチゴ・スイカ、家屋被害が多いようです。

3. アライグマ捕獲用「えさ」の種類と順位

1位 (62匹)	果物(リンゴ・バナナ・イチゴ・モモ)
2位 (32匹)	パン(ぶどうパン他)
3位 (23匹)	ウインナー・ソーセージ
4位 (14匹)	スルメ

4. 被害農家よりの行政への要望等

家の屋根裏に住み着くなど家屋被害が多く寄せられている。

対応としては、バルサンなどの燻蒸式の殺虫剤で屋根裏から追い出すよう助言している。

5. その他、

最近、ヌートリアによる被害もあり、駆除に取り組んでいるところである。

19年度実績 52頭

7月 6日

:本日衝原菜園にての会話の紹介基参りの中年の女性(多分三木市より)

* あらこの辺もアライグマが出まんのか?

どうやら「とうもろこし」を狙っているみたいですわ!

* うちここは「イチゴ、トマト、西瓜」皆ひどい目に遭ってます。

近くの方は今年は西瓜に柵を作ると言っていました。

それは意味なしでっせ。アライグマは木に登れますよ。やるとすれば天井にもネットを張らないと同じですわ!

* 何とか考えてもらわんとたまりまへんな!

市役所も一生懸命頑張ってまっせ!

7日

:三木市農政課、長谷川氏より回答いただく。我らグループの第1報も報われて来たようで安心出来た。



平成19年度アライグマ捕獲実績(三木市).eml

中 埜 正 光 様

転作現地確認等で外に出ることが多く、お返事遅くなりましたことお詫び申し上げます。

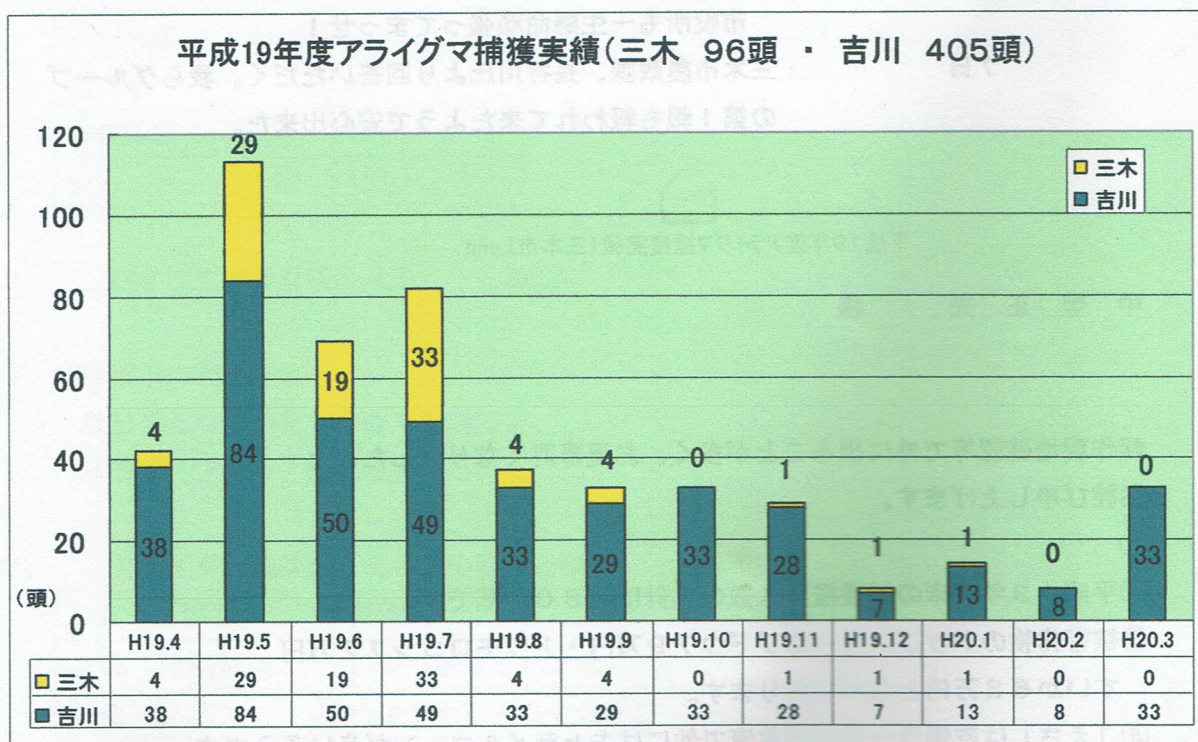
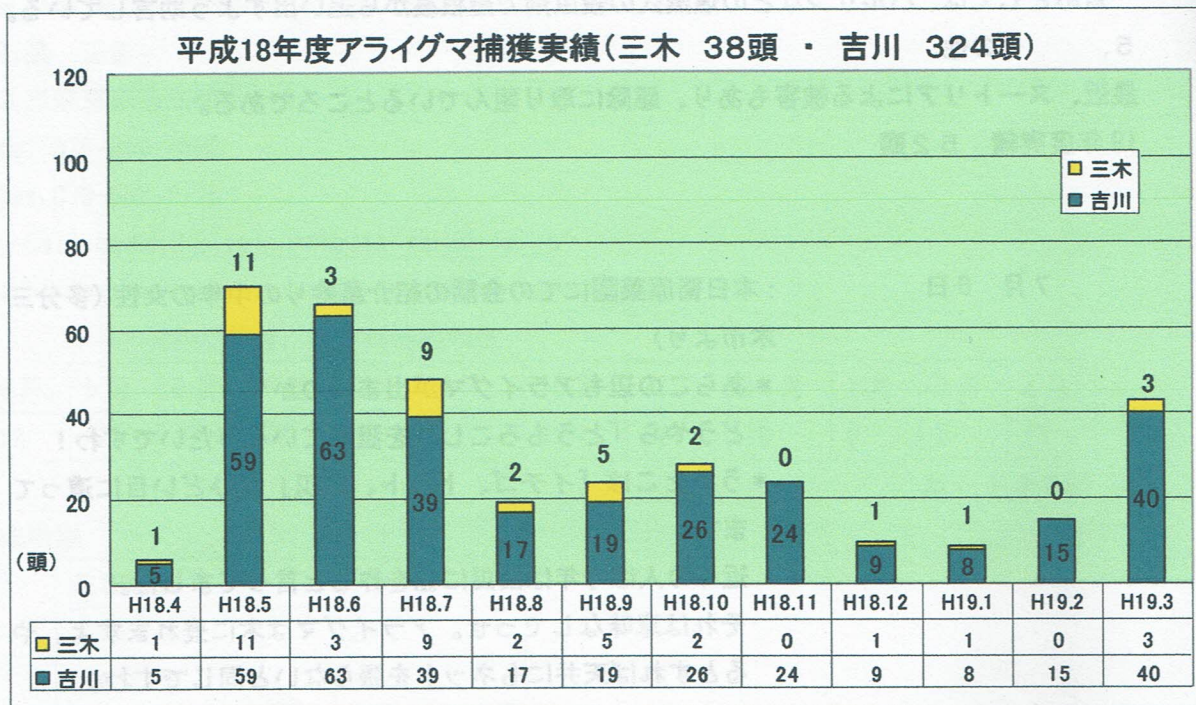
①

②平成19年度末の捕獲檻購入数の累計は約800基です。

③被害作物のトップスリーはブドウ79万円・トウモロコシ72万
すいか63万円となっております。

④「えさ」は乾燥ラーメンが主流で他にはキャラメルコーンが良いそうです。

⑤吉川支所では兵庫県森林動物研究センターがアライグマに発信機をつけて移動の傾向等データをとっております。



ゲマ捕獲実績

平成20年3月31日現在

	H18.4	H18.5	H18.6	H18.7	H18.8	H18.9	H18.10	H18.11	H18.12	H19.1	H19.2	H19.3
	1	11	3	9	2	5	2		1	1		3
	5	59	63	39	17	19	26	24	9	8	15	40
	H19.4	H19.5	H19.6	H19.7	H19.8	H19.9	H19.10	H19.11	H19.12	H20.1	H20.2	H20.3
	4	29	19	33	4	4		1	1	1		
	38	84	50	49	33	29	33	28	7	13	8	33
	36	43	3	34	18	9	5	5	-2	5	-7	-10
	42	113	69	82	37	33	33	29	8	14	8	33

詳細は吉川支所経済課 生友課長までお問合せ下さい。72-0180
その後吉川支所の生友課長へも連絡をとるも三木市は森林動物
研究センターへの協力をしているだけだとの事。

22日 : 直接森林動物研究センターに TEL する。

運良く坂田先生と話すことが出来発信機を付けた件につき尋ねたところ今始めたばかりで結果が出るまでには時間がかかるだろうとの事。SGS へ講義に来ていただけるかと尋ねたところセンターが了承すれば可能との事。ただ秋は熊等でいささか忙しくなるのでうまく日日が合うかどうか私がいけない時は別の者が行ける。

ただしお礼はあまり出来ない旨お伝えした。内容は特に「アライグマ」限定でなくとも兵庫県の森林動物でも結構であると話した。

兵庫県森林動物研究センター

TEL 0795-80-5500

29日 : 業務部総務課 友藤氏と連絡が取れた。外部講師の招聘は SGS は年 に2回本年度は9月17日(水)と2月18日(水)の2回で出来れば坂田先生にお願いしたい旨お伝えした。尚主張に関しては県の職員 であるのと謝礼に関しては呼ぶ方の規定があればそれで結構との事。連絡いただく宛名等お送りすることとした。

31日 : 友藤氏に FAX の着信の確認。現在坂田先生のスケジュールの調整中。もう少し待つてほしいとの事。

8月 5日 : 平成21年2月18日に坂田先生の招聘決定。
講演内容は「県内に生息する野性動物と人との関わり」アライグマの話も聞けるチャンスあり。

平成21年 1月 24日 : 本日のNHK衛星第1テレビ18:30よりの番組でNY物語 危険な野生動物たちで「アライグマに狂犬病の病原菌が発見されている」ので捕獲作業が大規模に行なわれている旨の放映あり。ただ今の所捕獲の中の2頭との事。

2月 18日 : 本日総合福祉センター第五会議室にて兵庫県森林動物研究センターの坂田宏志先生の講演の中

1) アライグマはやはり日本では「根絶」させた方がいいとの先生のご意見を頂戴した。

2) 発信機を付けたアライグマは今の所3k 'mの範囲で移動している事が分かったとの事。

25日



日本自然保護協会福田様アライグマCD.

4月 5日 : 辻村氏より朝日新聞の記事の転送を受ける。



今朝の朝日の記事です。.eml

10日 : 三木市在住の元農協組合長の中井氏の話によれば、最近アライグマも賢くなり網の下の土を掘って入る様だとの事。

又藤原養鶏場へ立ち寄って話を聞いたところ、今年も狸かどうか確認出来なかったが、やはり何か居るとの事。但し何れも同じ場所には現れないらしい。

23日 : 三田市 石黒氏よりの回答

27日 : YAHOO ニュースよりの情報
年々新しい研究結果が出てくる。

アライグマ、やっぱり洗っていた…エサを毒抜き

4月27日5時50分配信 **読売新聞**

アライグマは、洗っていたー。アライグマが毒を持つ生き物を食べる際、地面で“こすり洗い”して毒抜きをするユニークな行動を取ることが、京都大の持田浩治研究員（動物行動学）の調査で明らかになった。

両前脚で、洗うようなしぐさをすることからそう呼ばれているが、野生のアライグマの場合、餌探しのための行動で、実際は「洗わない」とされていた。持田研究員は「毒のある食物に関して、アライグマは、名前通りの行動をしている」と話す。

アライグマは北米原産で、小動物や昆虫、魚、果実などを食べる。持田研究員は、大阪

府内などで捕獲された野生化したアライグマ6匹の食性を観察。皮膚から毒を分泌し、天敵がほとんどいないとされるアカハライモリやニホンヒキガエルを餌にしていたことがわかった。

詳しく調べた結果、6匹とも通常の餌はそのまま食べるが、において餌に毒があると判断した場合、両前脚で、最長10分余りも地面に、こするなどしてから食べていた。刺激を与えて体内に蓄えた毒をすべて出させ、こすり落としてから口にしているとみられる。

持田研究員は「毒を絞り出して餌にする動物は他に聞いたことがない。何でも工夫して餌にする摂食行動が、故郷と環境が異なる場所にもうまく順応できる理由の一つなのかもしれない」としている。

最終更新:4月27日5時50分

1)昨年度の月別、地域別捕獲数							
	三田地区	三輪地区	青野地区	広野本庄	高平地区	藍地区	合計
4月	0	1	4	5	1	2	13
5月	2	1	6	3	7	2	21
6月	1	9	7	35	3	5	60
7月	2	4	14	5	0	3	28
8月	0	2	1	1	0	0	4
9月	1	0	1	4	0	2	8
10月	5	4	2	4	2	4	21
11月	0	1	0	4	4	1	10
12月	0	0	0	1	1	3	5
1月	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	2	1	1	3	0	7
3月	0	1	2	2	1	0	6
合計	11	25	38	65	22	22	183
2) 昨年度末現在のわな箱の数量				188 基			
3) 昨年度被害作物別順位とその額				統計はとっていません。			
4) 被害農家よりの行政への要望等				農家が捕獲協力員になってもらい捕獲に協力しているため特にありません。			
5) 1から3の質問に関し県の関係にご報告されましたか。				兵庫県阪神北県民局 阪神農林振興事務所			
6) アライグマの動きや習性等の情報はありますか。				特にありません			

7月10日 : 三木市ふじわらポーターリーファームにて
アライグマ本年度は未だ捕獲出来ていない子ずれで来て人間と
平行して歩き、ちらっとこちらを見てそのまま山へ戻って行く。
毎年賢くなるようだ。との情報を得た。

平成22年 8月6日 : 三木市ふじわらポーターリーファームにて
先日夜台所の木の欄にアライグマの子供が3匹重なって寝て
いたのを子供が見つけた生け捕って市役所に連絡し取りに来
てもらった。その時爪で軽い怪我をしたが、直ぐに治った。
又叔父が隣の家で市の提供の捕獲用籠にりんごを餌に1匹
捕獲した。この籠は開閉用蓋が硬いので以前は餌を触っても
閉まらなかったもので一部手直した。アライグマは最近「き
ゅうり」を食べだしたらしい。(美味しい中央のみ食べて捨て
る。

平成23年 2月5日 : 三木市烏町354-1にて(有名な壺作りの家族工業処)
知人よりこの地区にてアライグマ対策として畑の各畝にテ
グスを張ったところ、アライグマの被害が無くなったとの事。
早速内容のチェックにお邪魔した。やはり周囲には竹やぶと
池があった。又近くに番犬が繋いで在ったが役だた無かつた
らしい。



(イチゴの畝にてぐすを張った)



(2方竹藪)



(イチゴの畝)

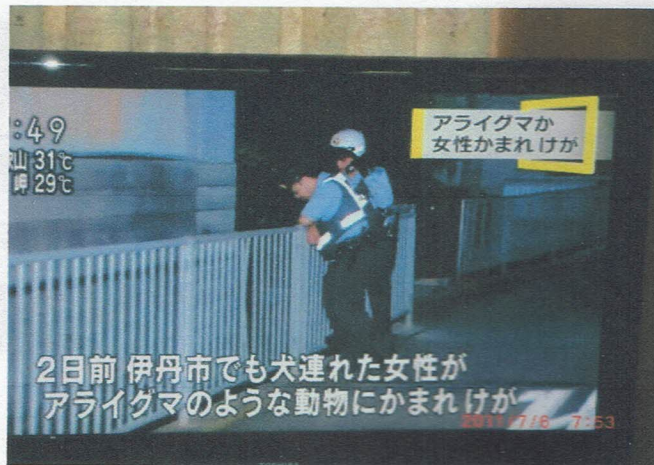


(プライベートの捕獲箱)

5月18日 : 三田市農業振興課へTEL「アライグマ、ヌートリアニュース」の中で「根絶」と言う言葉があるが市の方針かと尋ねた所、そうだとの答えを得た。本日は藤原女史は出張中。

6月27日 : 近所の奥様より隣の家に狸のような動物が居る様だと話あり。ワナ箱の 借り方等説明して様子を見ることにした。(北区松が枝町1丁目でこの家は留守が多い)

7月 6日 : テレビの朝のニュースで尼崎で犬の散歩中の女性がアライグマらしき動物に足を噛まれた。又伊丹でも同じ様な事が会った。



12月20日 : 但馬地方にもちらほらアライグマが出没しました。(農業普及員談)

第10章 最近の被害状況の新聞報道等

新聞を賑わす“アライグマ”の記事

- ・平成18年8月 毎日 アライグマ県が**防除指針**
- ・平成19年4月 神戸 アライグマ**食い荒らす**
- ・平成20年2月 神戸 アライグマ農作物被害 **兵庫 4342万円全国最悪**
- ・平成20年4月 読売 アライグマ、**やっぱり洗ってた・えさのどく抜き**
- ・平成20年5月 神戸 **農家に脅威（捕獲追いつかず）**
- ・平成20年10月 朝日 **捨てられて繁殖3年で13倍**
- ・平成22年4月 神戸 **平等院鳳凰堂の柱に爪跡と見られる引っ掻き傷**
- ・平成22年4月 神戸 **二条城にも傷、世界遺産清水寺にも。近年山沿いだけで無く市街地まで**
- ・平成23年5月 神戸 神戸市中央区の**コーヒーの青山に乱入**
- ・平成23年 神戸 兵庫県は2013年までに地域生態系に影響を及ぼす**外来種のブラックリスト**を独自に指定し繁殖を制御
- ・平成23年7月 神戸 **“襲撃”事件の犯人？尼崎アライグマ捕獲**
- ・平成23年7月 神戸 **アライグマ又人を襲う 尼崎**
- ・平成23年7月 神戸 **アライグマ再び人襲う 尼崎**
その後伊丹でも

第11章 アライグマとの共存は可能か？不可能か？

アライグマは繁殖力が強く、野生化した莽猛で日本本来の生態系の維持は難しくタヌキや弱い動物、鳥類、サンショウウオとの共存は**不可能**と思われる。

人間とは今の所、頭数の減少等の効果次第と思われるが、数字の上の計算では**50%以上の捕獲がなければ絶対数が減少しない**。では現状生息数は何頭か把握出来ない状態であり、被害を受けた人を含め関心が低く、極僅かな研究者のみが「根絶」を啓発されている昨今である。新聞記事によれば某大学農学部で狂犬病その他のウイルスが発見されている様であるが、これも実際に感染した例がアメリカでもほんの数十例であり切羽詰まった状態ではない。今は農業被害が主であるが、

私的にはこの5年間の経験より「根絶」させるべきだと思う。

第12章 その他

以上が巻の研究者、5年間のアライグマとの取り組みであるが資料としてはかなりの量になるのでSGSでの2度の県民会館での普及、啓発の記録をCDに収め資料の一部とする。

「平成23年12月14日（於 兵庫県民会館9階ホール）」



「今回の論文についての資料、参考文献」

「フィールドワークとして訪問した場所」

PC ホームページ

兵庫県庁森林動物共生室 宇佐川係長、稲業主査

兵庫県庁「森林動物共生室」

“人と自然の博物館”坂田先生

神戸市「広報、農政計画課」

神戸市北区役所山田連絡所にて 正宗係長

三木市「農政振興課」

羽田事務所にて 横尾所長

三田市「農政振興課」

道場連絡所にて 西村氏

環境省自然環境局野生動物課

猟友会神戸北支部長

西本氏

毎日、朝日、読売、神戸新聞切り抜き

神戸市北区原野地区 農家数軒